

# 科目評価、進級・卒業要件等

## 学則施行細則 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(修了の認定、学習の評価)

第10条 学校長は、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合評価し、該当科目の修了の認定を行う。

- 2 出席時間数が第8条に定める時間数の10分の7に満たない者については、当該科目の修了認定をしない。
- 3 試験の成績は授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、その科目の評価については別に定める。

## 学則施行細則 第2章 評価基準

(科目評価)

第4条 各科目については評価試験を行い、確認試験と期末試験の合計(100点満点)でAからFの6段階評価で評定する。

- 2 A・B・C・Dを合格とし、E・Fを不合格とする。

A	—	90点~100点	}	合格
B	—	80点~89点		
C	—	70点~79点		
D	—	60点~69点		
E	—	出席不良	}	不合格
F	—	59点以下 (不合格)		

- 3 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。)を用いる。
- 4 前項に定めるGPAは、2項の成績評価に以下の評価点をそれぞれ与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。  
A-4.0 B-3.0 C-2.0 D-1.0 E-0 F-0
- 5 GPA対象以外の科目については次の評価基準とする。  
S — 合格(ABC等の段階評価なし)  
U — 不合格(ABC等の段階評価なし)  
TC — 他校等で履修した単位の認定

尚、柔道整復師科および鍼灸師科の基礎分野科目のうち、柔道整復師科は3科目、鍼灸師科は2科目について、放送大学の科目履修をもって単位とすることとする。その成績基準は次のように行う。

放送大学学則による成績評価基準 ⇒ 本校での成績換算（第4条の内容）

○A（100点～90点）	⇒A	}	合格
A（89点～80点）	⇒B		
B（79点～70点）	⇒C		
C（69点～60点）	⇒D		
D（59点～50点）	⇒F	}	不合格
E（49点～0点）	⇒F		

（卒業・進級基準）

第12条 学期ごとに全科目A～Dまでの評価を得た者は必要単位数取得者となり、進級することができる。

2. 卒業時まで全科目を履修し、学年ごとに必要単位数を取得し、卒業判定会議に合格し、学校長が適当と認めた者は卒業となる。
3. 不合格科目（E評価・F評価）が1科目でもある者は留年対象となる。（特別補講対象者を除く）
4. 柔道整復師科・鍼灸師科においては、実技認定試験（認定実技審査）にも合格が必要となる。